

2019年2月13日(水)

文化学会役員会(2018年度第2回)議案

1. 文化学会費の寄付

2. HP開設

会則改訂・内規の制定

3. 役職の決定

副会長2名

会計

大学院紀要出版主事

HP担当者

監事2名

4. 『論集』『大学院紀要』『教職課程研究』の「編集・投稿・執筆規定」制定

教職課程紀要 準会員費の徴収

5. 新会員の加入 準会員申請の承認

6. 18年度会計報告・19年度予算案

7. 18年度出版主事手当

2019年〇月〇日

四国学院大学
学長 末吉 高明 様

四国学院文化学会
会長 丹羽 章

文化学会費の寄附について

四国学院文化学会費について、毎年決算を行っておりますが、過去の文化学会費が消化できず2018年度繰越金が2500万円を超過する事態となっております。文化学会においては会計担当者が通帳等の管理を行っておりますが、個人でこれだけの金額の管理を行うことがかなりの負担となっております。

つきましては、今後文化学会の活動を円滑にするために、文化学会費全てを大学に寄附いたします。文化学会活動の費用を大学に組み入れていただき、文化学会の活動を大学の活動としてお認めいただきたくお願いいたします。

以上

文化学会HP運営内規

1. HP設置の目的
文化学会は、文化学会会員への情報提供を目的としてHPを設置する。
2. HPの役割
HPは文化学会会員に情報を提供するとともに、論文の公開、役員間の円滑な連絡を行う場として運営される。
3. HPの構成

サイトマップは、下記の通りに設置する。

「紹介」>文化学会紹介>役員紹介

「一般活動」>投稿・執筆規定>投稿案内>バックナンバー（ダウンロード）

「特別活動」>叢書案内>講演会等案内

「会則/内規」>会則>内規>HP運営規定>役員業務内容

「報告案内」>総会役員会案内>連絡>議事録>準会員様案内>新年度予算案

「アクセス」>マップ>お問合せ運営費は文化学会予算から充てる。通常月1万円とする。

URL: <https://bunka.edukf.org/19nen/>

大学サイトにリンクして公開は、4月上旬を予定します。

『論集』投稿・執筆規定

I 編集規定

- 1, 『論集』の発行は年2回とする。
2. 『論集』には「論文」「研究ノート」「調査報告」「翻訳」「書評」等の欄を適宜設ける。
3. 『論集』は「投稿原稿」と「依頼原稿」からなり、いずれも未発表原稿であることを原則とする。
- 12, 論文の著作権は文化学会に帰属するものとする。投稿者は『論集』を電子化して公開することを了承したものとする。

II 投稿規定

1. 「投稿原稿」の執筆資格は、四国学院大学文化学会会則第4条に規定された正会員、名誉会員、準会員、学生会員に限定される。学生会員の投稿に関しては、原則として執筆資格を有する正会員、名誉会員、準会員の共著でなければならない。その際、大学院生はファーストオーサーとなることができる。大学生の投稿の場合、ファーストオーサーは正会員・名誉会員・準会員でなければならない。

原則として、上記の四種類の会員以外の寄稿は認めない。ただし、本学における講演会、企画等により発生する外部者への「依頼原稿」はこの限りではない。また、依頼原稿掲載決定は、委員会の決定を経ることとする。

2. 非会員が投稿資格を得るためには、四国学院大学文化学会会則第7条4項(2)に従って会費を支払う必要がある。準会員の資格を得ると、同一年度は継続して執筆資格を得る。ただし、本学教員(正会員)と非会員の共同執筆の場合は、非会員分は無料とし、抜き刷り増刷の場合のみ実費を徴収する。

3, 投稿にあたって、執筆者は、ジャンル(カテゴリー)、表題(副題含む)、中見出し、目次、キーワード(3~5項目)、肩書・氏名(ローマ字表記を併記)・専門領域を付す。なお、英文の表題も付し、これを英文目次にかかげることとする。

4, 提出はWord文書とする。打ち出し原稿1部にCD-ROM又はUSBを付するか、メール添付で提出する。投稿者は完全原稿を提出する。

5, 「投稿原稿」は『論集』出版主事が受け付ける。『論集』出版主事の提案を受けて、文化学会役員会が原稿を受理し、ジャンル(カテゴリー)の最終決定を行う。なお、役員会において、内容の修正を要請することがある。

6, 査読が必要な場合は、出版主事が査読を行う。出版主事が外部査読が必要と判断した場合は、委員会の承認を得て、しかるべき専門家を探し、依頼する。その場合は、文化学会予算から報酬を支払う。報酬の上限は1万円とする。

7. 「依頼原稿」の執筆に対する謝礼(執筆料)は、5万円を上限とする。頁当たり1500円とし、『論集』刷り上がり頁数によって算出する。

8, 執筆者校正は原則として3回とする。校正原稿は原則としてデジタルデータで送付する。校正済み原

稿は打ち出し原稿の郵送、またはデジタルデータで返送することとする。

9, 遠隔地居住者については、本冊・抜刷の郵送サービスは着払いにて請け負う。

II 執筆規定

1, 投稿者は縦書き・横書きを指定する。

2, 年号は西暦表記する。論文執筆上必要な場合は、当該暦と西暦を併記する。

3, 注の引用文献の表記については、以下の通りとする。

縦書き 著者名 書名 章 節 出版社名 出版年月日*漢数字

著者名 論文タイトル 所収単行本又は雑誌名 出版社名 出版年月日*漢数字

横書き 著者名(発行年*算用数字) 書名 出版社名 掲載ページ

著者名(発行年*算用数字) 論文タイトル 所収書・雑誌名 出版社名 掲載ページ

附則：この明文化された了解事項は、2019 年度 3 月日の文化学会総会により承認され、規定としての効力を発す。

四国学院大学教職課程研究 編集・投稿・執筆規定

I 編集規定

1, 本誌に発表する研究論文等は未発表原稿のみとする。

2, 本誌に発表された研究論文等の著作権は四国学院大学文化学会に帰属する。なお投稿者は本誌に発表された原稿を電子化して公開することを了承したものとする。

II 投稿規定

1, 投稿資格は、四国学院大学（以下、本学）教職課程専任教員・兼任講師および本学教職課程関係従事者とする。投稿者は文化学会会員、準会員、名誉会員でなければならない。ただし依頼原稿の場合はこの限りではない。資格外からの投稿希望のあるときは、教職課程にてその可否を審議決定する。

2, 投稿の際には「論文」か「研究ノート」のいずれかについて表明する。

3, 投稿にあたっては表題（副題含む）及び中見出しを付す。なお英文の表題も付し、これを英文目次に掲げることとする。

4, 投稿された原稿は、編集委員会による選考を行い、掲載を決定する。

5, 原則として、「論文」「研究ノート」いずれも 200 字～300 字の日本語要約を添える。なお、「論文」には英文要約 200words 以内も添える。また、要約の下に 3－5 語のキーワードを加える。

6, 委員会では論文校正（要約含む）をしない。投稿者の責任において完全原稿を提出する。なお、編集委員会において、内容の修正を要請することがある。その際掲載を次号以降とすることがある。

III 執筆規定

1, 横書きとする。

2, 数字および年号について

- ① 年号は西暦表記する。論文執筆上必要な場合は、当該暦と西暦を併記する。
 - ② 数の概念のある場合はアラビア数字とする。
 - ③ 熟語として使用されている数字は漢数字とする。
 - ④ アルファベットと数字は半角表記を原則とする。アルファベット以外の表記法については、当該言語の表記法に従う。
-

(名称)

第1条 本会は、四国学院大学文化学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、四国学院大学において、共同して研究活動に促進し、研究を本学教育に豊かに接続させることを目的とする。

(事業)

第03条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、これらあの授業の内、1.および 3.の運営の詳細に関しては、別に定める。

1. 四国学院大論文集(『論集』『紀要』『教職課程研究』等)の発行
2. 研究会および講演会の開催
3. その他、本学の研究活動の教育営為に接続する事業(ホームページ設置・運営、図書出版等も含む)

(会員)

第4条

1. 正会員:本学教授、准教授、助教。
2. 名誉会員:本学名誉教授ならびに役員会の推薦を受けた定年退職教員。
3. 準会員:本学卒業生又は役員会の推薦を受けたもの。
4. 学生会員:本学学生。

(総会)

第5条 本会に正会員をもって構成される総会を置く。

2.総会は会長が招集し、原則として年1回開催する。

(役員会)

第6条 本会には、以下の役員と委員から構成される役員会を置く。

(1)会長は1名 会長は、総会を代表して会務を統べる。総会が選出する。また、会

長は、役員会を招集し、その議長となる。

(2)副会長 2名 学長の推薦を経て、会長が任命する。

(3)委員若干名 会長が第3条の業務を勘案して委嘱する。

(4)会計 1名 会長が第3条の業務を勘案して委嘱する。

(5)出版主事若干名 出版主事は役員会委員中より、会長が第3条の業務を勘案し委嘱する。

(6)ホームページ担当者 ホームページ担当者は役員会委員中より、会長が第3条の業務を勘案し委嘱する。

(7)図書館長

(8) 監査 2名 監査は総会において選出され、事業及び会計の監査を行う。

(9) 顧問 1名 顧問は学長とし、本会の運営に対し、意見を述べる。

2.役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3.役員の手当は次のとおりとする。

(1)会 計 年間 30,000 円

(2)出版主事 出版毎 30,000 円

(3)ホームページ担当 年間 30,000 円

(会計及び会費)

第7条 本会の経費は、会費および援助金をもってまかなうものとする。

2.本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3.各会計年度の決算は、会員に報告し、かつ翌年度の総会で承認を得らなければならない。この場合において決算は、事前監査による監査を受けるものとする。

4.会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 年間会費 2,200 円

(2) 準会員 年間会費 2,500 円

(3) 学生会員 年間会費 2,000 円

(事務局)

第8条 本会の事務局は、四国学院大学図書館におく。

(制定改廃)

第9条 本会の会則の変更は、約委員会の議を経て総会で決定する。

附則

この会則は、1983年11月09日より施行する。

この会則は、2007年04月26日より施行する。

この会則は、2015年04月27日より施行する。

この会則は、2018年12月19日より施行する。

2019/2/6

新年度文化学会予算(案)

文化学会会計

深井 克彦

一般会計

収入の部			支出の部		
費目	円		費目	円	
前年度繰越金	0		印刷費	1,500,000	注2
文化学会会費(正会員/学生会員)	1,936,000	注 1	事業費	0	
文化学会会費(準会員)	10,000		通信費	12,000	
学院補助金	0		事務費	10,000	
利息	0		人件費	210,000	注3
雑収入	0		会議費	10,000	
			HP制作/保守費	200,000	注4
			予備費	4,000	
			次年度繰越金	0	
計	1,946,000		計	1,946,000	

注1) 正会員 ¥2,200x 56名= ¥123,000

学生会員(在学生) ¥2,000x 878名=¥1,191,000

>在学生納入率 67.8%

学生会員(新入生) ¥2,000x311名=¥622,000

準会員 ¥2,500x 4名= ¥10,000

注 2)	論集 157~158 号:¥450,000x2 回		¥900,000	
	=¥900,000			
	教職課程研究:¥200,000x2 回=¥400,000		¥400,000	
	大学院研究紀要:¥200,000x1 回		¥200,000	
	=¥200,000			
	合計		¥1,500,000	
注 3)	会計係手当	¥30,000	年間	
	HP 制作手当	¥30,000	年間	
	論集出版主事手当 ¥30,000(出版毎)			
	「論集」出版主事担当者	¥60,000	2 出版分	
	「教職課程研究」出版主事担当者	¥60,000	2 出版分	
	「大学院研究紀要」出版担当者	¥30,000	1 出版分	
	合計	¥210,000		
注 4)	HP 制作/保守費 ¥10,000 円/月 = ¥120,000+実費			

